

事 務 連 絡
平成 29 年 5 月 31 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 障害児支援担当者様
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室障害児支援係

「保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書」の送付について

障害児支援施策の推進につきましては、平素より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、平成 28 年度障害者総合福祉推進事業において、「保育所等訪問支援の効果的な実施等に関する調査研究」（事業実施団体：一般社団法人全国児童発達支援協議会）が実施され、この調査研究において、「保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書」が作成されましたので、送付いたします。

各都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市及び児童相談所設置市を除く。）に周知いただけますようお願いいたします。

なお、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）においては、成果目標として、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とすることが盛り込まれております。この成果目標を達成するため、都道府県及び市町村におかれては、保育所等訪問支援を実施している事業所だけでなく、実施を予定又は検討している事業所に対しても、幅広く周知を図っていただけますよう、よろしくお願いいたします。

また、保育所等訪問支援は、保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ、小学校、特別支援学校等が訪問先の対象となりますので、都道府県及び市町村の所管部局や保育所等の関係機関への周知についても、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

※厚生労働省ホームページに掲載しています。

厚生労働省ホームページ→政策について→分野別の政策一覧→福祉・介護→障害者福祉→障害児支援施策→「5 保育所等訪問支援の手引き」